

## 【ドイツ】児童に対する性暴力に対抗する法律

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

\* 児童への性的虐待、児童ポルノ等への罰則を強化し、保護体制を改善することを目的とする「児童に対する性暴力に対抗する法律」が、2021年6月22日に公布された。

### 1 児童に対する性暴力に対抗する法律の制定とその構成

2021年6月22日に、児童への性的虐待、ネット社会における児童ポルノ等の広がりを防ぎ、司法制度における児童の保護体制を改善すること等を目的として、児童に対する性暴力に対抗する法律<sup>1</sup>が公布され、一部を除き、同年7月1日に施行された。

同法は、2020年10月に提出された連立与党会派法案<sup>2</sup>と、同法案と同一条文の連邦政府提出法案<sup>3</sup>に基づくもので、同年11月27日に連邦参議院は法案への意見<sup>4</sup>を決議し、連邦議会は両法案を同時に審議した。2021年3月25日に連立与党会派提出法案が修正されて可決され、連邦参議院で同年5月7日に可決され、同年6月16日に連邦大統領の署名を得て、公布された。

なお、提出法案においては、「性的児童虐待 (sexueller Missbrauch von Kindern)」に代えて、「児童に対する性暴力 (sexualisierte Gewalt gegen Kinder)」を法律上の用語とし、性的虐待が暴力であることを明示することが意図されていたが、連邦参議院の反対意見に沿う形で、連邦議会で法案は修正され、「虐待 (Missbrauch)」の用語が維持された<sup>5</sup>。

同法は、全10か条から成る条項法<sup>6</sup>で、第1条：刑法典<sup>7</sup>の改正、第2条：刑事訴訟法<sup>8</sup>の改正、第3条：裁判所構成法<sup>9</sup>の改正、第4条：連邦中央登録簿法<sup>10</sup>の改正、第5条：家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律<sup>11</sup>の改正、第6条：少年裁判所法<sup>12</sup>の改正、第7条：刑法典施行法<sup>13</sup>の改正、第8条：派生的な改正、第9条：基本権の制限<sup>14</sup>、第10条：施行を規定する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

<sup>1</sup> Gesetz zur Bekämpfung sexualisierter Gewalt gegen Kinder vom 16. Juni 2021 (BGBl. I S. 1810)

<sup>2</sup> BT-Drucksache 19/23707, 27.10.2020. <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/237/1923707.pdf>>

<sup>3</sup> BR-Drucksache 634/20, 22.10.2020. <<https://dserver.bundestag.de/brd/2020/0634-20.pdf>>

<sup>4</sup> BR-Drucksache 634/20 (Beschluss), 27.11.2020. <<https://dserver.bundestag.de/brd/2020/0634-20B.pdf>>

<sup>5</sup> 連邦参議院が「虐待 (Missbrauch)」のままとすべきとした理由は、次のとおりである。①「暴力 (Gewalt)」という言葉は、加害者による物理的な力・強制が必要であると連想させ、むしろ犯罪の解釈が狭まるおそれがある。②「性的虐待」はネガティブな言葉として定着しており (ドイツ語協会 (Gesellschaft für Deutsche Sprache) は、性的児童虐待問題独立委員会 (Unabhängiger Beauftragter für Fragen des sexuellen Kindesmissbrauchs) からの照会に、「虐待」という言葉は広く受け入れられた言語用法であり、変更すべきではないと回答している。)、さらに国際的にも「虐待 (abuse)」と「暴力 (violence)」は明確に区別されており、「暴力」で「虐待」をも意味するという定義付けは、むしろ混乱を招く。③他の法律でも「性的虐待」が使用されている (刑法典第174f条及び第182条など) が、その改正は予定されていない。同上 pp.15-16.

<sup>6</sup> 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>7</sup> Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322)

<sup>8</sup> Strafprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. April 1987 (BGBl. I S. 1074, 1319)

<sup>9</sup> Gerichtsverfassungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. Mai 1975 (BGBl. I S. 1077)

<sup>10</sup> Bundeszentralregistergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. September 1984 (BGBl. I S. 1229, 1985 I S. 195)

<sup>11</sup> Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit vom 17. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2586, 2587)

<sup>12</sup> Jugendgerichtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. Dezember 1974 (BGBl. I S. 3427)

<sup>13</sup> Einführungsgesetz zum Strafgesetzbuch vom 2. März 1974 (BGBl. I S. 469; 1975 I S. 1916; 1976 I S. 507)

<sup>14</sup> 第9条で制限を規定される基本権は、ドイツ連邦共和国基本法 (憲法に相当) 第2条第2項第2文「人身の自由」、第10条「信書、郵便及び通信の秘密」、第13条「住居の不可侵」である。

## 2 主な内容<sup>15</sup>

### (1) 刑法における厳格化

①性的児童虐待を、重罪<sup>16</sup>に引き上げ、1年以上15年以下の自由刑に処する（従来は、軽罪<sup>17</sup>で6か月以上10年以下の自由刑）。②児童ポルノの頒布・入手・所持を、重罪に引き上げる。頒布は1年以上10年以下の自由刑（従来は3か月以上5年以下の自由刑）、入手・所持は1年以上5年以下の自由刑（従来は3年以下の自由刑又は罰金刑）に処する。商業的又は暴力団関連の頒布は、2年以上15年以下の自由刑（従来は6か月以上10年以下の自由刑）に処することを可能とする。③18歳未満<sup>18</sup>の被保護者（教育等の上下関係、血縁関係、法律上の直系卑属等）等に対する性的虐待（刑法典第174条から第174c条までで規定）に、第三者との間又は第三者の前で性的行為を行うよう仕向けることを加える。④子供の外観を持つセックスドールについて、製造・頒布は5年以下の自由刑又は罰金刑、入手・所持は3年以下の自由刑又は罰金刑に処する（刑法典第1841条を新設）。⑤実際の出来事を再現した児童ポルノのコンテンツ制作の時効の開始は、性的児童虐待と同様に、被害者が30歳に達する時点まで停止される。

### (2) 司法制度における保護及び資格要件の強化

①家庭裁判所及び少年裁判所の裁判官、少年検察官<sup>19</sup>並びに児童の事務補佐人<sup>20</sup>の資格要件に、児童福祉、教育、心理学等に関する知識修得を加える。②親権手続において、子供の年齢にかかわらず、子供本人の聴取を行うことを原則とする。③児童及び青少年に関わりを持つ分野（学校やスポーツクラブ等）に携わる際に必要とされる拡張行状証明書<sup>21</sup>について、子供に関する犯罪歴を記載する期限を大幅に延長する（特に児童保護に関連する場合、刑期に20年を加えた期間。深刻な又は死亡に至った性的児童虐待で5年以上の自由刑に処された場合等は、無期限）。

### (3) 効果的な刑事訴追

①未成年の被害者証人が関与する刑事訴訟手続（審問、取調べ等の捜査行為）を迅速に行う。②児童に対する深刻な性暴力の場合（性的児童虐待による死亡、児童ポルノの商業的・暴力団的頒布等）、簡易な条件で公判前の勾留を可能とする。③児童ポルノの入手・所持に関する捜査においても、通信監視を可能とする。④深刻な性的児童虐待及び児童ポルノの頒布の捜査において、オンライン検索とトラフィックデータ収集を指示することが可能とされる。

<sup>15</sup> „Gesetzespaket zur Bekämpfung sexualisierter Gewalt gegen Kinder beschlossen,“ 25. März 2021. bmjv website <[https://www.bmjv.de/SharedDocs/Artikel/DE/2021/032521\\_GE\\_sexualisierte\\_Gewalt.html](https://www.bmjv.de/SharedDocs/Artikel/DE/2021/032521_GE_sexualisierte_Gewalt.html)>

<sup>16</sup> 重罪（Verbrechen）とは、法定刑1年以上の刑罰を科せられる罪（刑法典第12条第1項）。公民権を5年間剥奪され（同第45条第1項）、未遂は常に処罰される（同第23条第1項）。

<sup>17</sup> 軽罪（Vergehen）とは、下限として1年未満の自由刑又は罰金刑を科せられる罪（刑法典第12条第2項）。

<sup>18</sup> 今回、刑法典第174条第1項第1号（教育、生活上の世話をを行う者に関する規定）における「17歳未満」が、「18歳未満」に改正され、立場が上の者による未成年者（18歳未満）との性的行為は全て第174条の対象となった。

<sup>19</sup> 少年検察官（Jugendstaatsanwalt）は、少年裁判所の管轄に属する手続について選任される（少年裁判所法第36条）。教育の能力があり、少年の教育に経験のある者を選任するものとする（同第37条）。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林、1993、p.342。

<sup>20</sup> 事務補佐人（Verfahrensbeistand）は、「裁判所は、未成年の子の身上に関する親子関係事件において、子の利益の擁護のために必要である限りで、適当な事務補佐人を選任しなければならない。」と、家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律第158条第1項で規定される。

<sup>21</sup> 行状証明書（Führungszeugnis）とは、犯罪歴の証明書で、連邦中央登録簿法第30条から第40条までで規定される。通常、有罪判決を受けた者の更生のため、登録簿に記録された判決は、一部の性犯罪の有罪判決以外は行状証明書に記載されない。ただし、児童青少年に関わりを持つ学校やスポーツクラブなどで働いたり、ボランティア活動を行ったりするためには、児童青少年保護に特に関連する犯罪の有罪判決を追加して記載する「拡張行状証明書（erweitertes Führungszeugnis）」が求められる。„13. Was ist ein "erweitertes Führungszeugnis"?" bundesjustizamt website <<https://www.bundesjustizamt.de/DE/Themen/Buergerdienste/BZR/Inland/13.html>>; „Führungszeugnis,“ bundesjustizamt website <[https://www.bundesjustizamt.de/DE/Themen/Buergerdienste/BZR/FZ\\_node.html](https://www.bundesjustizamt.de/DE/Themen/Buergerdienste/BZR/FZ_node.html)>